

くらし安全安心だより

電気の契約切り替えトラブル

—いつの間にか切り替えに—

【事例】

知らない事業者から「今よりも**電気料金が安くなる**。**電気料金の明細を教えてほしい**」と電話があった。よく分からずに言われるまま**検針票**に書かれた番号などの情報を伝えると封書が届いた。数日後、「書類は届いているか」と電話があり、そこで初めて封書は**電気契約の切り替え手続きの書類**であったこと、1週間前の電話で**契約の申込みをしたこと**になっていたことが分かった。 (60歳代 女性)

【アドバイス】

- ★電力の小売全面自由化以来、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。
- ★電力会社などから電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。
- ★切り替えに必要な**住所や供給地点特定番号**などの情報は、現在契約している会社が発行する**検針票に記載**されています。検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。**安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。**
- ★困ったときは、早めに消費生活センターへ相談ください。
- ※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。
一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時 (☎23-5800)